

飲料水兼用型耐震性貯水槽内部清掃点検等業務仕様書

京都市消防局総務部施設課
(担当：沼田・近永 電話 075-212-6644)

1 納期

契約の日の翌日から令和9年3月19日(金)まで

2 業務概要

市内3か所の飲料水兼用型耐震性貯水槽(以下「貯水槽」という。)の内部点検、洗浄及び消毒

(1) 内部清掃及び消毒

次に記載する仕様の貯水槽内部、空気弁、採水栓、消火栓、槽内流入流出管、消防用導水管、給水管及び人孔蓋の洗浄及び消毒を行う。

仕様：株式会社栗本鐵工所製、ダクタイル鋳鉄製貯水槽(耐震用・緊急用)G1041(日本ダクタイル鉄管協会規格)分散型、公称貯水容量100m³、呼び径2600mm、長さ19.3m

(2) 点検及び報告

ア 空気弁、採水栓、消火栓及び人孔蓋の点検及び異状等報告

イ 内部継手挙動及びモルタルラインの点検及び異状等報告

ウ その他機能維持に支障となる異状等の報告

3 点検業務資格要件

(1) 建築物における衛生的環境の確保に関する法律第12条の2第1項第5号に規定する建築物の飲料水の貯水槽の清掃を行う事業として都道府県知事に登録していること。

(2) 貯水槽清掃作業監督者が常勤の自社社員であること。

4 提出書類

受託者は契約締結後、速やかに次の書類を提出するものとする。

なお、(3)作業計画書については、契約締結後、速やかに京都市消防局総務部施設課(以下「施設課」という。)の担当者と連絡をとり、協議のうえ、作成し提出するものとする。

(1) 上記3の(1)について登録を証明する書類の写し

(2) 貯水槽清掃作業監督者であることを証明する終了証の写し及び貯水槽清掃作業監督者が常勤の自社社員であることを証明する書類の写し

(3) 作業計画書(業務概要、作業工程、作業体制、緊急時連絡表、安全衛生管理、修了証の写し等)

5 実施要領

(1) 流入側管路及び流出側管路のバルブ(遮断弁)を閉める。

(2) 排水ドレンより排水し、残圧を下げる。

(3) 空気弁、給水口、採水口及び人孔蓋を取り外す。

(4) 貯水槽内の水を水中ポンプで排水する。

(5) 昇降梯子を設置する。

(6) 貯水槽内の滞留物確認及び内面モルタル、継ぎ手部の確認をする。

(7) 貯水槽内の堆積物を除去し、同貯槽内をジェットポンプにより洗浄する。

(8) 洗浄水を排水する。

(9) 貯水槽内を塩素剤により2回以上消毒する。

(10) 貯水槽内面の確認後、昇降梯子を撤去する。

- (11) 空気弁、給水口、採水口及び人孔蓋を取り付ける。（ガスケット、ボルトナット取替）
 - (12) 空気弁の作動確認後、通水作業を実施する。
 - (13) 水質確認
- ※ 貯水槽内の消毒後、直ちに空気弁、給水口、採水口及び人孔蓋を取り付けるものとする。
- ※ 実施に際しては、京都市上下水道局所管課（以下「水道局」という。）に立ち会いを依頼する。

6 対象箇所

- (1) 吉祥院公園 南区吉祥院新田下ノ向町地内
- (2) 東山泉小・中学校 東山区本町十丁目東入下池田町527
- (3) 醍醐西小学校 伏見区醍醐川久保町1

7 その他

- (1) 当該施設に通水している水は、上水道の配水枝管路の一部に接続された大口径管（2600mm）であるため、衛生面の取扱いについては十分に注意すること。
- (2) 受託者は作業計画書（業務概要、作業工程、作業体制、緊急時連絡表、安全衛生管理、修了証の写し等）を作成し、施設課に提出するとともに、作業実施工程の技術説明を行い、承認を得ること。また、清掃点検実施前に対象となる貯水槽の排水ドレンバルブの位置及び交換が必要なガスケット、ボルトナット等を確認するとともに、貯水槽の水替え等に伴う排水の放出先を確認し、放出先に問題がないか調査し、現場の状況を的確に把握すること。
なお、実施時期については、東山泉小・中学校及び醍醐西小学校は夏季または冬季休業期間中に実施予定で、水道局及び対象施設の管理者等と調整のうえ、決定する。
- (3) 当該点検及び洗浄に必要な工具、機械器具（飲料水の貯水槽清掃専用を使用）、交換部品、消毒剤については、受託者の負担とする。また、作業に必要な電気及び洗浄の水についても原則、受託者の負担により準備するものとする
- (4) 受託者は、作業中の安全対策のため、安全監視員を置き、作業範囲はラバーコーン及びコーンバー等で囲い明示するものとし、事故等がないよう十分に留意すること。万一建物その他の物件等に損傷を与えた場合は、受託者の責任において適切な処置及び修繕を行うこと。
- (5) 清掃は、貯水槽清掃作業監督者が常駐し、作業の指導及び監督を行うこと。
- (6) 点検は、調整及び修理（修理は別契約）可能な技術及び専門知識を有するものに実施させること。
- (7) 受託者はピット及び貯水タンク内に入る場合、必ずガス検知器を使用して内部の安全を確認したのちに、作業を開始すること。また、作業中は貯水槽内の換気を行うとともに、ガス検知器で計測し安全確認を実施すること。
- (8) 貯水槽内部の洗浄及び消毒中における空気弁、採水栓、消火栓、槽内流入流出管、消防用導水管、給水管及び人孔蓋等については、受託者が責任を持って管理するものとする。
- (9) 受託者の保証期間は1年とし、この期間内において点検清掃が原因により故障が発生した場合は、受託者の負担において速やかに修理すること。
- (10) 受託者は、作業終了後7日以内に点検結果報告書（作業報告及び上記2（2）に記載する点検及び報告等）並びに作業前作業中及び作業後の写真を各2部作成し、ファイルに編冊して施設課に提出すること。
- (11) 受託者は、業務に対して特に衛生面及び安全に留意し、誠実に実施すること。また、業務上、知り得たことについては、公表及び第三者に漏らしてはならない。